

第1節 雪害対策

(経済部 (農政課・耕地林務課) 建設部 (全課) 施設を所管する課)

第1 災害予防計画

雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、主要幹線道路等の交通確保等を図り、雪害予防に万全を期する。

1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。

2 道路交通の確保計画

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市は、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。また、事前の対策として、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等を行う。

3 電気・通信の確保

電気及び通信は、地域住民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであり、関係機関の協力により電気・通信の確保を図るものとする。

4 農林産物対策計画

県の協力を得て、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

5 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。

6 雪処理関係

雪害が発生するおそれがあり通常除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、市は雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

- (1) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。
- (2) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図る。
- (3) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (4) 建設業団体と連携して、除排雪に必要な機械の確保を図る。

第2 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

(1) 長野地方気象台の雪に関する気象注意報及び警報等の発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

ア 警報

種類	発表基準		
暴風雪警報	平均風速 17m/s 以上、雪を伴う。		
大雪警報	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	北 部	中野飯山地域	40cm 以上
		長野地域	25cm 以上 [山沿い 30cm 以上]
		大北地域	25cm 以上 [山沿い 30cm 以上]
	中 部	上田地域	20cm 以上 [菅平 25cm 以上]
		佐久地域	20cm 以上
		松本地域	20cm 以上 [聖高原 25cm 以上]
		乗鞍上高地地域	30cm 以上
		諏訪地域	20cm 以上
	南 部	上伊那地域	20cm 以上
		木曾地域	20cm 以上
		下伊那地域	20cm 以上

イ 注意報

種類	発表基準		
風雪注意報	平均風速 13m/s 以上、雪を伴う。		
大雪注意報	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	北 部	中野飯山地域	25cm 以上
		長野地域	15cm 以上 [山沿い 20cm 以上]
		大北地域	15cm 以上 [山沿い 20cm 以上]

種 類	発 表 基 準		
大雪注意報	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ
	中 部	上田地域	10cm以上 [菅平 15cm以上]
		佐久地域	10cm以上
		松本地域	10cm以上 [聖高原 15cm以上]
		乗鞍上高地地域	20cm以上
		諏訪地域	10cm以上
	南 部	上伊那地域	10cm以上
		木曾地域	10cm以上
		下伊那地域	10cm以上
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合		
雪崩注意報	表層雪崩	積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって降雪の深さ30cm以上	
	全層雪崩	積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
着氷注意報	著しい着氷が予想される時		
着雪注意報	著しい着雪が予想される時。		
融雪注意報	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上		

(注)

- 1 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され、又は更新されて新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 2 警報・注意報基準一覧表の解説については、第2編第3章第2節「災害直前活動」にある内容を参照する。

(2) 情報の伝達

(1)の予警報を受領したときは、関係部長に伝達するとともに、住民への広報活動により、周知する。

具体的な伝達系統等については、第2編第3章第2節「災害直前活動」による。

2 交通の確保

(1) 除雪体制の確立

市は市道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。また、対応の具体策については、佐久市除雪マニュアル（建設部策定）に基づき実施する。

(2) 除雪路線

市は市道の交通確保のため、市除雪委託業者と連絡を取り、迅速に除雪を実施する。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施すること。又、その他の路線の除雪順位は次のとおりとする。

ア 一次除雪路線

バス路線、集落間の幹線道路及び通勤、通学路とし、通勤、通学前に実施する。

イ 二次除雪路線

一次路線に準ずる主要道路、生活道路とし、引き続き除雪を実施する。

(3) 住民による除雪活動等

住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、市等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。

3 交通の規制

雪崩の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じその区間の通行禁止又は規制を行う。

第2節 航空災害対策

(総務部(危機管理課))

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 市は、航空機の墜落等の災害情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに佐久地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

市は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第3章第1節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、予測される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、第2編第3章第4節「広域相互応援活動」に基づき応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

3 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動の実施

市は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防署と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第3章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や佐久医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

第3節 道路災害対策

(経済部(耕地林務課) 建設部(全課))

自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

1 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる被害状況の調査を行い、県に報告する。

2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第3章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

4 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第3章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県等への応援を要請する。

5 被害拡大防止措置

市は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

市は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は有線放送、広報車等により広報を行う。

6 救助・救急、消火活動

第2編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を実施する。

第4節 鉄道災害対策

(総務部 (危機管理課))

大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 市、県、東日本旅客鉄道(株)、しなの鉄道は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示等、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

(1) 広域応援体制

- ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
- イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

第2編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

市は、県、東日本旅客鉄道(株)、しなの鉄道と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、住民家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第5節 危険物等災害対策

(総務部(危機管理課) 環境部(環境政策課) 経済部(農政課・耕地林務課) 臼田支所 望月支所)

第1 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 規制及び指導の強化

市は、火災予防上の観点から消防署の協力を得て事業所の実態を把握し(資料3-1~3-4参照)、以下の指導を行う。

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者(申請者)に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 消火資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材について、消防署を中心にその整備を図る。

(2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

(3) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

- (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。
- (2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。
- (3) 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。

第2 災害応急対策計画

市域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

市は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防署と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第3章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災行政無線、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示等を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じオイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- (3) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (4) 環境モニタリングを実施する。
- (5) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

3 危険物等取扱事業所等が行う緊急措置

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、市、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地の状況を消防署及び警察等に連絡する。

第6節 大規模な火事災害対策

全部（全課）

第1 災害予防計画

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域の指定等について検討する。
- (3) 「都市計画マスタープラン」等に基づき、防災対策に資する公園・緑地、防災遮断帯等を効果的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。
- (4) 幹線道路について、国道・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画等を積極的に推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、消防署と連携し、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするよう指導する。
- (2) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- (3) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。
- (4) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導及び助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 救助・救急用資機材の整備

- (1) 救助工作車については、消防力の基準による台数の整備を図る。また、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。
その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
- (2) 消防団詰所、公民館、防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

- (1) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - イ 最先到着隊による措置
 - ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - オ 各活動隊の編成と任務
 - カ 消防団の活動要請
 - キ 通信体制
 - ク 関係機関との連絡
 - ケ 報告及び広報
 - コ 訓練計画
 - サ その他必要と認められる事項
- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。
- (3) 関係機関の協力を得て、救助・救急訓練を毎年1回以上実施する。

5 消火活動

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期す。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の基準」に適合するように、消防施設、設備及び人員の確保を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向に

あるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(4) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(5) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

(6) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等（資料5-1～5-25参照）に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

第2 災害応急対策計画

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

1 消火活動

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第2編第3章第4節「広域相互応援活動」により行う。

(イ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第3章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、第2編第3章第7節「救助・救急・医療活動」により、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

2 避難誘導活動

市庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

第7節 林野火災対策

(総務部(危機管理課) 経済部(耕地林務課))

第1 災害予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 林野火災消防計画の確立

林野火災に対する消防活動を迅速かつ適切に実施するため、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討し、林野火災消防計画の確立を図る。

計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防ぎょ鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

2 林野火災の予防計画

- (1) 防火思想の普及

関係機関の協力を得て一般住民に森林愛護及び防火思想の普及を図るため、おおむね次の媒体を利用して行うものとする。

- ア 展示会、講演会等の開催による方法
- イ 映画、スライド等の映写による方法
- ウ 看板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- エ 学校、森林組合、その他諸団体等への宣伝委嘱の方法
- オ 林野火災訓練等を通じて行う方法

(2) 林野の所有者（管理者）の管理上の指導

市は、林野火災予防に関し、林野の所有者（管理者）に次の事項を重点に指導するものとする。

- ア 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- イ 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- ウ 林道開設に当たっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- エ 火入れに当たっては、森林法に基づくほか消防機関と密接な連絡を図る。
- オ 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

(3) 火災警報発令時の措置

市及び林野の所有者（管理者）は、火災警報が発令された場合、おおむね次のとおり火の使用制限を行うものとする。

- ア 山林、原野において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外においてたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(4) 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野の所有者（管理者）は、林野火災を含めた災害対策用資機材などの整備に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ確かな消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

- (1) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。
- (2) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
- (3) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

2 出火の発見・通報

- (1) 林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。
 - ア 県に対するヘリコプターによる偵察の要請
 - イ 職員の災害現場への派遣
- (2) 森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防署に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

3 応急活動体制の確立

市は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防署と連携をとるとともに、県及び森林組合等の関係機関に連絡する。また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第3章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

4 消火・救助活動

市及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 効果的地上消火の実施
 - ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防ぎよ担当区域
 - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
- (2) ヘリコプターの派遣要請

住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第3章第5節「ヘリコプターの活用計画」に基づく消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

- (3) 要救助者の救助

消防署等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

5 避難・誘導

- (1) 森林内の滞在者の退去

市は、警察及び消防署等と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、森林内滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

6 自衛隊災害派遣要請

第2編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

7 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第3章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

8 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るため次の措置を講ずる。

- (1) 経済部耕地林務課長は、県、森林組合等の関係機関・団体と協力して、緊急点検を実施するとともに、森林機能の回復を図る対策を講ずる。
- (2) 緊急点検の結果、二次災害による危険がある場合は、避難活動等の必要な応急活動を実施する。

第8節 原子力災害対策

全部（全課）

第1 総則

1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。

3 計画の対象とする災害

佐久市には、原子力事業所が存在せず、また、市の地域は、他県にある原子力事業所に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも「防災対策を重点的に充実すべき地域の当面の目安」にも含まれていない。しかし、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした状況を踏まえ、次の各号に掲げる事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、その恐れのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- (1) 国内の原子力施設の事故による災害
- (2) 周辺国の原子力施設の事故による災害
- (3) 核燃料物質等輸送中の事故による災害

防災対策を重点的に充実すべき地域の当面の目安

	区域の当面の目安	対策	区域の内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)	原子力施設から概ね5kmの範囲	屋内退避、避難	重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action Planning Zone)	原子力施設から概ね30kmの範囲	環境モニタリング、避難所の設置	国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域

4 基本方針

市は、原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び原子力事業所等からの情報収集並びに県との連絡体制を確保し、住民等への情報伝達体制、モニタリング体制、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等の原子力災害に対応した防災対策の強化を図る。

5 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

- ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- イ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- ウ 環境放射線モニタリング等に関すること。
- エ 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- オ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- カ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- キ 汚染物質の除去等に関すること。
- ク その他、原子力防災に関すること。

(2) 県

- ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- イ 所在県及び本県に隣接する県との連携に関すること。
- ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。
- エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。
- オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
- キ 健康被害の防止に関すること。

- ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。
 - ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関する事。
 - コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関する事。
 - サ 汚染物質の除去等に関する事。
 - シ その他、原子力防災に関する事。
- (3) 原子力事業者（中部電力(株)、東京電力(株)等)
- ア 原子力施設の防災管理に関する事。
 - イ 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
 - ウ 関係機関に対する情報の提供に関する事。
 - エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
 - オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
 - カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
 - キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
 - ク 汚染物質の除去に関する事。

第2 災害予防計画

市は、災害発生時の放射性物質の拡散、又は放射線の影響に対する応急対策が、迅速かつ円滑に行われるよう平常時から原子力防災を進め、情報を収集するとともに、住民等に対し知識の普及及び啓発を図る。

1 平常時のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害発生時の影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結を図る。
- (2) 施設管理者等の同意を得て、放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を退避所及び避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

市は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 原子力災害に関する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であるため、市は、県及び原子力事業者等の協力を得て、住民・事業所等に対して、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関する事。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関する事。

- (3) 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。
- (4) 原子力災害時に県・市等が行う対策（対応）に関すること。
- (5) 原子力災害時の避難形態（屋内退避、避難）に関すること。
- (6) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

第3 災害応急対策計画

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、迅速的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 原子力発電所で特定事象が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響を把握するよう努める。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言に係るに緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。
- (3) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (4) 東京電力株式会社及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。

2 通信手段の確保

市は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

3 モニタリング等

- (1) 災害時のモニタリング
市は、必要に応じて空間放射線量等モニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。
- (2) 放射能濃度の測定
市は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する

4 健康被害防止対策

市は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

5 住民等への的確な情報伝達

(1) 住民等への情報伝達活動

市は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国・県の協力により、必要に応じて放射性物質・放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 屋内退避及び避難誘導

ア 市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

(ア) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

(イ) 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

(ウ) 消防本部の広報車等による広報活動

(エ) 市の防災行政無線や広報車等による広報活動

(オ) 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡

(カ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

(キ) インターネット、ホームページを活用した情報提供

イ 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。

(ア) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避させるなど、必要な指示を行う。

(イ) 必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

(ウ) 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

(エ) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

屋外にいる場合に予想される被ばく線量予想線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

(2) 広域避難活動

ア 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請し、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。必要があれば、県に対して避難先の調整及び輸送ルート調整を要請する。

イ 鉄道会社、路線バス会社等は、市と連携し、避難者の輸送を行う。

ウ 自衛隊は、市、県及び近隣市町村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

7 飲料水・飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(3) 飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	300 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	（乳児は100 ベクレル／キログラム以上）
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000 ベクレル／キログラム以上

（原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知より）

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

(厚生労働省省令及び告示より)

8 県外からの避難者受入れ

(1) 避難者の受入れ

市は、県境を越えて避難する者が発生した自治体（以下「避難元自治体」という。）及び県と連携し、市の有する施設を一時的な避難所として、提供するよう努める。なお、受入れに当たっては、避難行動要支援者及びその家族を優先する。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 市は、避難元自治体等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 市は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元自治体からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4 災害復旧・復興計画

市は、国、県及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

(1) 市は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

(2) 市は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

(3) 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(4) 市は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はその恐れのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については、第2節から第5節を準用する。

1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- (2) 消火、延焼防止
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 避難のための警告
- (5) 汚染の拡大防止及び除去
- (6) 放射線の遮蔽
- (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急措置

2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、警察は、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

参考資料

佐久市を中心とした原子力発電所の位置図

